

A photograph of three smiling staff members (two women and one man) wearing maroon polo shirts, standing against a blue background with white diagonal stripes.

※予算上限に達し次第申込み受付終了いたします。

Tel 098-860-3034

令和6年 観光人材受入等支援補助金

対象事業者

沖縄県内に本店又は支店、営業所を有する以下の表の観光事業者等

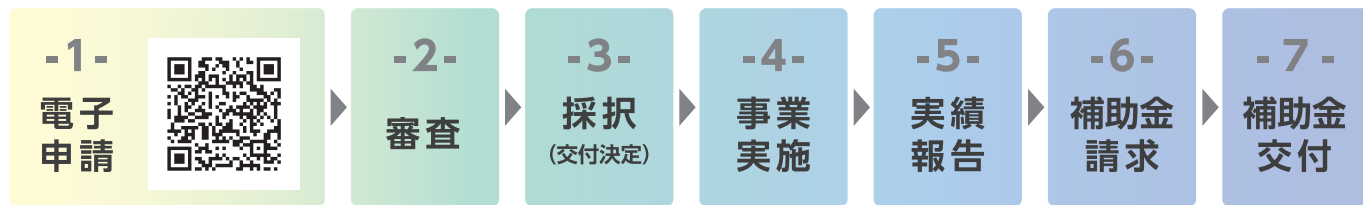
業 種	内 容
宿泊事業者	沖縄県内に所在する沖縄県知事から旅館業法第3条に定める旅館業の許可を受けている施設を有する事業者
バス	沖縄県内で貸切バスの運行を実施しているバス事業者（路線バスに係る支援は対象外）
タクシー	沖縄県内で観光タクシーサービスを実施しているタクシー事業者
レンタカー	道路運送法第80条に定める自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）事業の許可を受けている沖縄県内に営業所を有するレンタカー事業者
旅行代理店	旅行業法第3条において観光庁長官の行う登録を受けており、沖縄県内に旅行代理店の事務所を有する事業者
空港で保安検査業務を担う警備会社	沖縄県内に所在する空港において保安検査業務を担う警備会社等の事業者
グランドハンドリング事業者	沖縄県内に所在する空港においてグランドハンドリング サービスを提供する事業者
観光施設	〔（一社）美ら島観光施設協会〕を構成する会員施設（美ら海水族館、首里城公園等）を運営管理する事業者
その他、観光客に対して提供するサービス・商品等について継続的な取引関係を有する事業を営む事業者	事業者からの申請において、主に観光客に対して提供するサービス・商品等について継続的な取引関係を有している事業かどうかの該当性が認められる者を対象とする。 なお、以下のいずれかの基準を踏まえ、沖縄県の承認を得ることとする。 ●沖縄県内の空港及び上記観光事業者が設置する施設に併設されている事業者 ●売上のうち、専ら観光に係る商品・サービスの売上が大半（8割以上。以下同じ。）を占める事業者 ●販売した顧客に対する売上のうち、観光客に対する売上が大半を占める事業者 ●販売した顧客のうち、観光客の割合が大半を占める事業者 ●販売商品のうち、観光客に対する販売商品の割合が大半を占める事業者 ●仕入れた商品・サービスのうち、専ら観光に係る商品 ●サービスの仕入れの割合が大半を占める事業者

（注）上記事業者には一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、特定非営利活動法人（NPO法人）を含む。

【対象外となる事業者】 詳細は専用 Web サイトをご参照ください。

- ・平成30年の同月時点の従業員数を上回る従業員数を持つ事業者（設立されたばかりの場合は、設立時点の従業員数を考慮）
- ・東証プライムに上場している事業者または東証プライムの上場要件に相当する利益額または売上高を持つ事業者（利益が25億円以上または売上高が100億円以上）

補助金交付までの流れ



予算上限に達し次第申込み受付終了いたします。予めご了承ください。

申込締切 > 令和6年 8月30日(金) まで

お問合せ先

観光人材受入等支援事業事務局

【受付時間】10:00 ~ 17:00（土日祝は休業）

Mail kanko_ukeire@okinawashien.jp Tel 098-860-3034

主催

沖縄県 文化観光スポーツ部観光振興課